

A large, stylized white graphic is centered on a light blue background. The graphic consists of a tall, narrow triangle at the top, which tapers to a point. Below the triangle are two large, curved, leaf-like shapes that overlap each other. The central part of the graphic is a circular shape with a smaller, teardrop-shaped element inside it, resembling a stylized eye or a flower.

# 第1章 計画の位置付け



# 1 改訂の目的と視点



本町では、平成10年3月に都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として山田町都市計画マスタープランを策定しました。

計画策定から目標年次となる20年が経過し、東日本大震災による甚大な被害と現在までの復旧・復興の取組、そして我が国全体を取り巻く社会経済状況の変化により、町の現状・課題だけでなく、目指すべき将来像も大きく変わっています。

このような状況を踏まえ、今後本町が目指す新たな都市の姿を町民、事業者をはじめ多くの関係者と共有するため、山田町都市計画マスタープランの改訂を行うこととしました。

今回の改訂にあたっては、今後も一定の人口減少が進むことを前提としつつ、復興事業を通じて急速に整備した既存ストックを有効活用することで、将来にわたって持続可能な都市を目指す必要があります。このため、今回の改訂では、従来の整備・拡大型の都市づくりの考え方から脱却し、住民の暮らしやすさを重視したまちづくりの考え方に立脚して、今後の各種方策の展開の方向性を検討していくこととします。

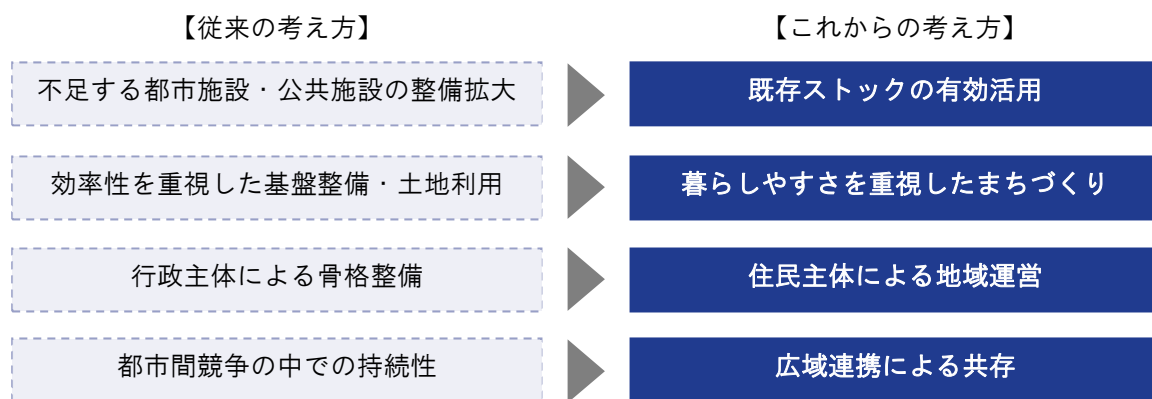


図 1-1 都市計画マスタープラン改訂の視点



## 2 計画の位置付けと構成



### (1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、都市計画区域を有する市町村は策定を求められています。

都市計画マスタープランは、本町の長期的な都市の将来像や都市計画の基本的な方向性を明らかにするとともに、将来の土地利用や都市施設の整備、開発、又は保全の基本的な考え方を定めることにより、町が定める個別具体の都市計画に関する指針となるものです。

### (2) 都市計画マスタープランの位置付け

本町のまちづくりは、都市計画を含む全ての分野を対象に今後の方針や具体の施策・事業を位置付けた「山田町総合計画（第 9 次長期計画）」を最上位の計画として進められています。

山田町都市計画マスタープランは、この総合計画で掲げる様々な施策のうち、都市計画分野における具体の取組みを明らかにするとともに、関連する分野の計画とも連携を取りながら、長期的な視点に立ってまちづくりの方針を定めるものです。

なお、町が土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地開発事業等の個別の都市計画を決定又は変更する場合は、この都市計画マスタープランに即して定めることとされています。このため、都市計画マスタープランは、骨格的な土地利用や都市施設を対象として県が定める「都市計画区域マスタープラン」にも即した内容であることが求められます。

ただし、現在の山田町都市計画区域マスタープラン（岩手県策定）は、平成 16 年 5 月に策定された計画であり、東日本大震災による復旧・復興の状況が反映されていません。県では、今回の町における都市計画マスタープランの改訂を受けて、都市計画区域マスタープランの見直しを行う予定であり、町と一体となって検討を進めています。

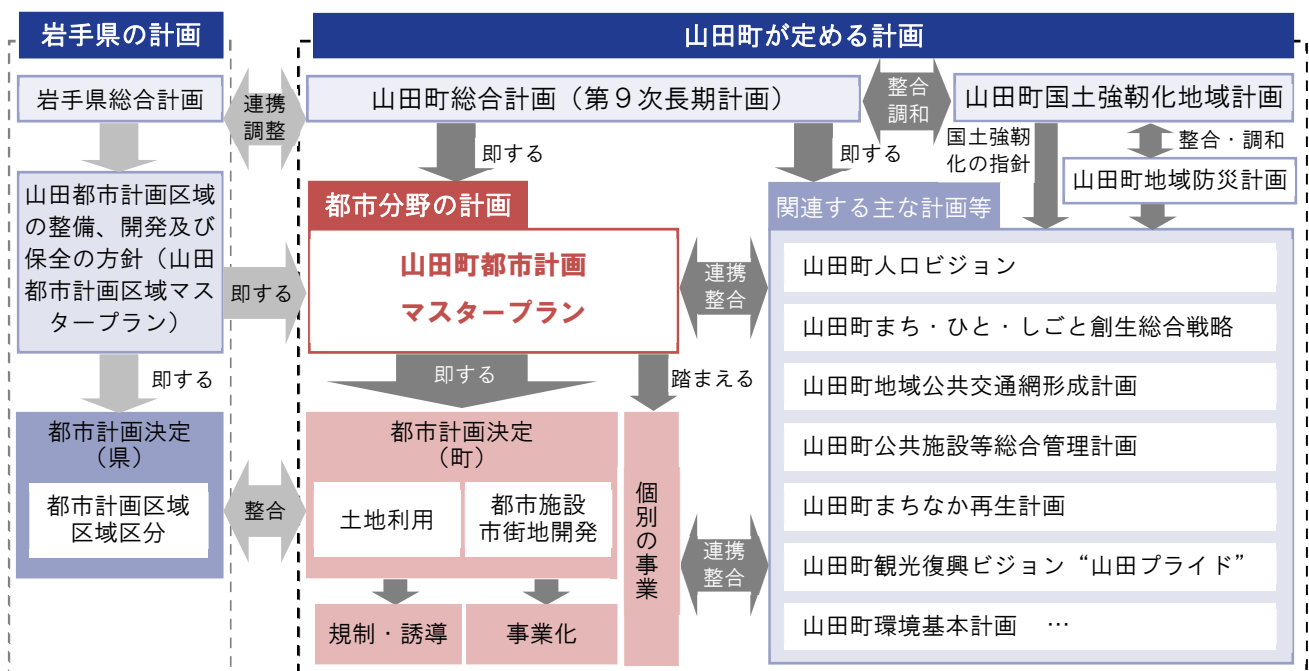


図 1-2 都市計画マスタープランの位置付け

### (3) 都市計画マスタープランの目標年次と構成

山田町都市計画マスタープランは、長期的な観点から目指すべき将来の都市の姿を描く計画であるため、その目標期間は「概ね 20 年後」とし、目標年次を「令和 22 年度 (2040 年度)」と設定します。

また、山田町都市計画マスタープランは、都市計画区域全体を対象とする「全体構想」、都市計画区域内をより身近な地域に区分した「地域別構想」、そして今後の具体的な取組内容や推進体制等をまとめた「実現化方策」によって構成します。

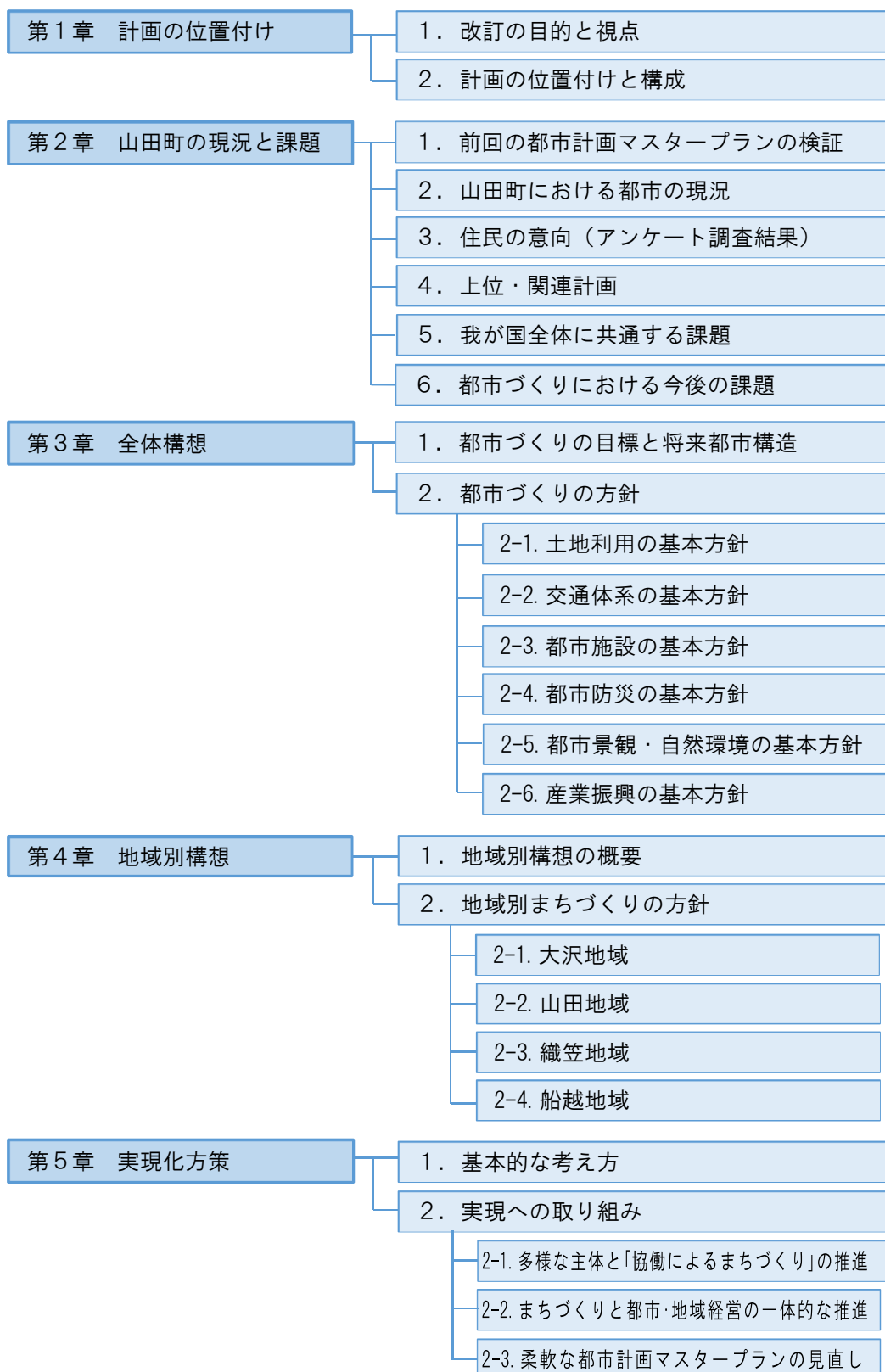


図 1-3 計画の構成